

旭川市水道局週休2日工事（水道工事）実施要領

1 適用

水道施設整備費に係る歩掛表（国土交通省）に基づき積算する水道工事で、旭川市水道局週休2日工事实施要領（令和7年2月27日改定）によることができない工事に適用する。

2 用語の定義

（1）週休2日

ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

イ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）週休2日交替制

ア 完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。

イ 月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

ウ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

（3）対象期間

契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間のことをいう。

なお、年末年始6日間（12/30、31、1/1、2、3、4）及び夏季休暇3日間（8/13、14、15）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

（4）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含めて1日を通して現場作業を行っていない状態をいう。

（5）工事着手日

実際の工事のための現場における準備作業（現場事務所等設置や測量等）に着手する日をいう。

（6）工事完成日

後片付け作業（出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等）が全て終了した日をいう。

3 週休2日の達成判断

(1) 週休2日

ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

イ 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

ウ 通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。

エ なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(2) 週休2日交替制

ア 完全週休2日交替制とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数日の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日／7日）以上の水準の状態をいう。

イ 月単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。

ウ 通期の週休2日交替制とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。

4 対象工事

対象は水道施設整備費に係る歩掛表（国土交通省）に基づき積算した水道局が発注する工事（災害復旧工事含む。）とし、次のいずれかの方式を基本とする。

(1) 週休2日工事

現場閉所が可能な全ての工事を対象とする。

(2) 週休2日交替制工事

社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所を行うことが困難な工事については、交替制により休日の確保を推進する。

ただし、緊急工事など交替制も困難な工事及び対象期間が7日間に満たない工事については、対象外の工事とすることができるものとする。

また、対象工事の工期は、準備・後片付け期間や不稼働日（休日、降雨・降雪日、その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものとする。

5 発注方法

施工者希望型での発注とし、請負人が、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取り組みについて工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する（通期の週休2日は必須）。

6 補正方法

当初予定価格から完全週休2日(土日)を達成した場合の補正係数を各経費に乗じて積算を行い、現場閉所又は休日率の達成状況の結果、完全週休2日(土日)が未達成の者又は完全週休2日(土日)の取組を希望しない者は、月単位の週休2日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日が未達成の者又は月単位の週休2日の取組を希望しない者については、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行う。

なお、完全週休2日(土日)の取組を希望しない者が完全週休2日(土日)を達成したとしても、上位の補正係数は適用しない。このことは、月単位の週休2日についても同様とする。

補正係数については、別紙7のとおりとする。

7 実施における留意事項

- (1) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたってはその趣旨に沿うよう請負人は努めるものとする。
- (2) 工事の実施に当たっては、別紙1のとおりとし、入札公告文及び特記仕様書に当該工事が週休2日工事である旨を記載しなければならない。記載例は別紙2及び別紙3のとおりとする。
- (3) 総合評価落札方式において、週休2日の実施に関する技術提案・簡易な施工計画における技術的所見は、加算評価の対象としないものとする。
- (4) 請負人は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所日及び休日とすることも可とする。
- (5) 請負人は、地元対応やコンクリート打設後の養生期間、緊急対応など、やむを得ない場合は、工事監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。
なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。
- (6) 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて請負人への聞き取りや、請負人からの関係書類や休日取得計画(別紙5を参照し、作成したもの。)等の提示により確認を行うものとする。

※関係書類として休日取得計画以外に、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等が考えられる。

- (7) 交替制において、待機日など実際の作業はなくても、現場に戻りうる体制を確保している日は、休日とはしない。ただし、連絡体制のみ確保しており、休日作業が発生しなかった場合は、休日とする。

- (8) 交替制において、休日中に作業が必要となる場合、現場代理人(主任技術者又は監理技術者)は、次の対処を執り適切な施工ができる体制を確保することとする。

・現場代理人若しくは次の①②いずれかの者が発注者との連絡体制が確保されていること

①主任技術者(又は監理技術者)(現場代理人と兼務していない場合)

②必要な資格を有する代理の技術者

例) 入札条件となった主任技術者(又は監理技術者)相当の基準を満たす者

ア 一(二)級土木施工管理技士又は、これと同等以上の資格を有する者

イ 同種条件における工事の実績を有する者

※共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社より配置することも可

- (9) 交替制において、一時的に従事した技術者及び技能労働者は確認対象外とする。

一時的に従事した技術者及び技能労働者とは、休日を除いた連続勤務1週（7日）以下の従事者をいう。ただし、連続勤務1週（7日）以下であっても一定期間内で雇用（下請契約）しているなど、断続的であっても従事している技術者及び技能労働者については、対象工事以外を含めた期間中の勤務状況を確認するものとする。その場合については、対象工事で作業従事した開始日より1週（7日）毎を確認対象期間とする。

- (10) 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日などに休日の作業が発生するような指示等を行わないこととする。

8 その他

- (1) 請負人は、週休2日工事の検証を行うため、アンケート調査の依頼があった場合は、これに協力するものとする。（※アンケート調査の依頼については、別途通知する。）
- (2) この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と請負人の協議により定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年10月17日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年10月17日以降に公告される工事から適用する。

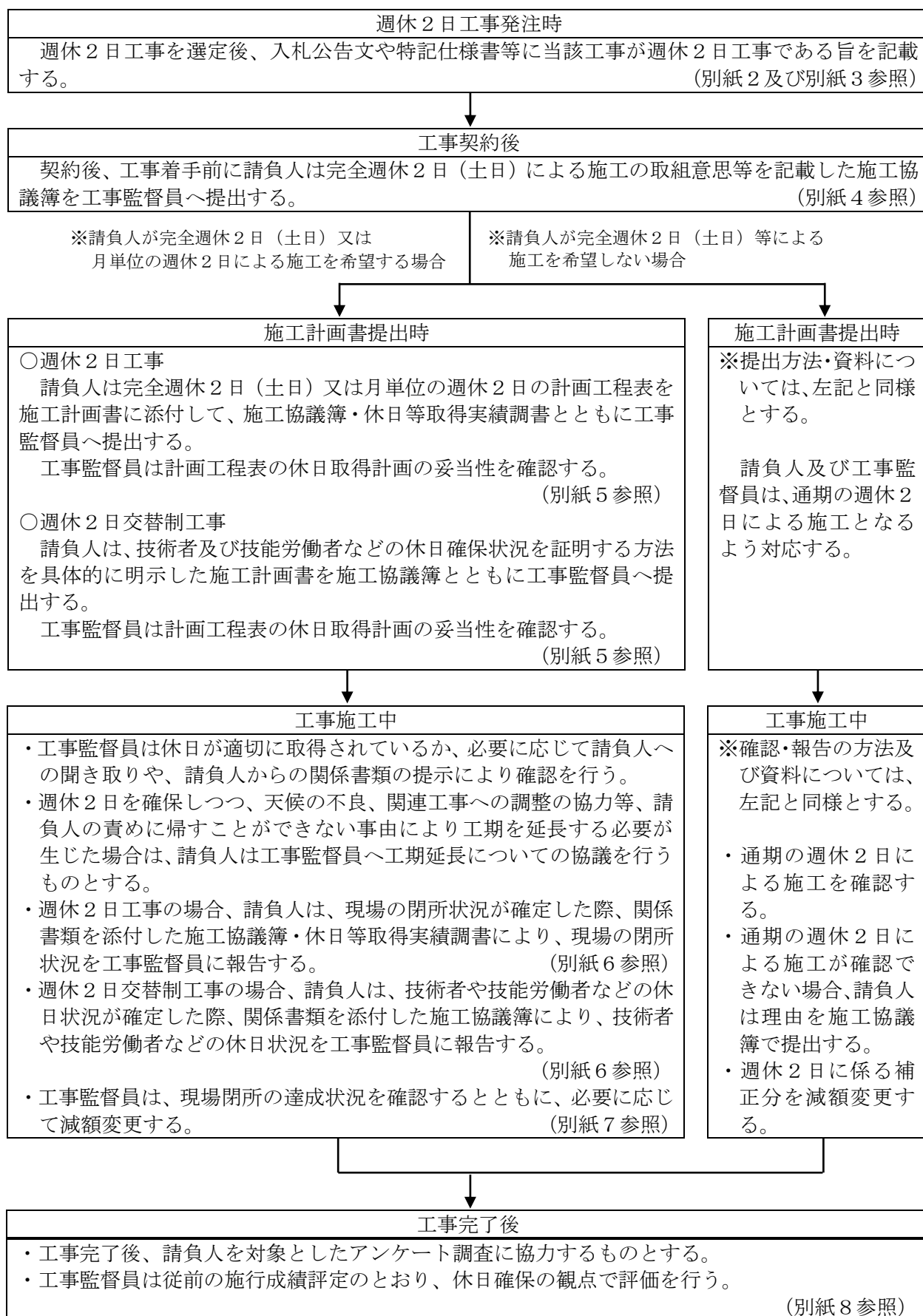
附 則

- 1 この要領は、令和7年2月27日から施行する。
- 2 この要領は、令和7年2月27日以降に公告される工事から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月25日から施行する。
- 2 この要領は、令和7年5月1日以降に公告される工事から適用する。

週休 2 日工事（水道工事）実施フロー



入札公告等の記載について

週休 2 日工事の入札の公告等には、次の事項を記載すること。

○入札の公告

「1 入札に付する工事の内容」に以下を記載する。
(番号) 本工事は、「週休 2 日工事」の対象工事である。(番号(番号)を参照)
「番号 その他」に以下を記載する。
(番号) 1 (番号)という週休 2 日工事は、施工者希望型であり、請負人は工事着手前に完全週休 2 日(土日)及び月単位の週休 2 日の取り組みについて発注者と協議を行い、協議が整った場合に該当する週休 2 日に取り組むものとする。なお、いずれの週休 2 日を希望しない場合又は達成できない場合においても通期の週休 2 日による施工を行わなければならない。 詳細については、下記アドレスのホームページにおいて掲載しているので参照のこと。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/ (掲載アドレス記載) /index.html

○総合評価方式の入札の公告

「1 入札に付する工事の内容」に以下を記載する。
(番号) 本工事は、「週休 2 日工事」の対象工事である。(番号(番号)を参照)
「番号 その他」に以下を記載する。
(番号) 1 (番号)という週休 2 日工事は、施工者希望型であり、請負人は工事着手前に完全週休 2 日(土日)及び月単位の週休 2 日の取り組みについて発注者と協議を行い、協議が整った場合に該当する週休 2 日に取り組むものとする。なお、いずれの週休 2 日を希望しない場合又は達成できない場合においても通期の週休 2 日による施工を行わなければならない。 ただし、総合評価落札方式において、週休 2 日の実施に関する技術提案、簡易な施工計画における技術的所見は、加点評価の対象としないものとする。 詳細については、下記アドレスのホームページにおいて掲載しているので参照のこと。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/ (掲載アドレス記載) /index.html

○指名競争入札の場合

指名通知に以下の別記を添付する。
別記 週休 2 日工事に係る指名競争入札について この工事は、「週休 2 日工事」の対象工事であるため、次の事項を承認のうえ、競争入札に参加してください。 1 請負人は、工事着手前に完全週休 2 日(土日)及び月単位の週休 2 日の取り組みについて発注者と協議を行い、協議が整った場合に該当する週休 2 日に取り組むものとする。なお、いずれの週休 2 日を希望しない場合又は達成できない場合においても通期の週休 2 日による施工を行わなければならない。 2 詳細については、下記アドレスのホームページにおいて掲載しているので参照のこと。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/ (掲載アドレス記載) /index.html

特記仕様書の記載について

週休 2 日工事の特記仕様書には、次の事項を記載すること。

◎記載事項

○週休 2 日工事の実施について

- 1 本工事は、「週休 2 日工事」の対象であり、「施工者希望型」の工事である。
- 2 請負人は、工事着手前に完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日の取り組みについて発注者と協議を行い、協議が整った場合に該当する週休 2 日に取り組むものとする。なお、いずれの週休 2 日を希望しない場合又は達成できない場合においても通期の週休 2 日による施工を行わなければならない。
- 3 完全週休 2 日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- 4 月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- 5 通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- 6 対象期間とは、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間（12/30、31、1/1、2、3、4）及び夏季休暇 3 日間（8/13、14、15）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は対象期間に含まない。
- 7 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
- 8 週休 2 日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休 2 日による施工を実施する請負人は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- 9 週休 2 日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - （1） 請負人は、週休 2 日の計画工程表を施工計画書に添付し、施工協議簿・休日等取得実績調書とともに工事監督員へ提出する。
 - （2） 請負人は、実施結果の関係書類（日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等）を添付した施工協議簿・休日等取得実績調書により工事監督員へ報告する。
- 10 週休 2 日の実施状況について、工事監督員が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、請負人は協力するものとする。

- 11 現場閉所の達成状況を確認後、施工状況に応じて補正分の減額変更を行う。なお、労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。

(1) 現場の閉所状況

ア 完全週休2日(土日)

対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

イ 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

ウ 通期の週休2日

対象期間内の現場閉所率が、28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。

(2) 補正方法

当初予定価格から完全週休2日(土日)を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日(土日)に満たない場合は月単位の週休2日の補正係数により減額変更し、これにも該当しない場合は、補正係数を乗じない。なお、工事着手前に完全週休2日(土日)を希望しない場合で、工事完了日にこれを達成していたとしても、上位の補正係数は適用しない。このことは、月単位の週休2日についても同様とする。

- 12 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響は出ないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内の期限を設ける必要がある場合は、対象期間外とできる場合があるので、受発注者間協議を行うこと。
- 13 請負人は、「週休2日工事」について、請負人を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。
- 14 詳細については、旭川市水道局ホームページに掲載している「旭川市水道局週休2日工事(水道工事)実施要領」を参照すること。

○週休2日交替制工事の実施について

- 1 本工事は、「週休2日交替制工事」の対象であり、「施工者希望型」の工事である。
- 2 請負人は、工事着手前に完全週休2日交替制及び月単位の週休2日交替制の取り組みについて発注者と協議を行い、協議が整った場合に該当する週休2日に取り組むものとする。なお、いずれの週休2日を希望しない場合又は達成できない場合においても通期の週休2日交替制による施工を行わなければならない。
- 3 完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日確保する取組をいう。
- 4 月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保する取組をいう。

- 5 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。
- 6 対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。
- 7 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する請負人は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- 8 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - (1) 請負人は、技術者及び技能労働者などの休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を施工協議簿とともに工事監督員へ提出する。
 - (2) 請負人は、実施結果の関係書類を添付した施工協議簿により工事監督員へ報告する。
- 9 週休2日の実施状況について、工事監督員が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、請負人は協力するものとする。
- 10 対象期間内に現場に従事した技術者や技能労働者などの休日状況を確認後、施工状況に応じて補正分の減額変更を行う。
 - (1) 現場の休日状況
 - ア 完全週休2日交替
対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準の状態をいう。
 - イ 月単位の週休2日交替制
対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。
 - ウ 通期の週休2日交替制
対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。
 - (2) 補正方法
当初予定価格から完全週休2日交替制（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。休日状況を確認後、完全週休2日交替制（土日）に満たない場合は月単位の週休2日交替制の補正係数により減額変更し、これにも該当しない場合は、補正係数を乗じない。なお、工事着手前に完全週休2日交替制（土日）を希望しない場合で、工事完了時にこれを達成していたとしても、上位の補正係数は適用しない。このことは、月単位の週休2日交替制についても同様とする。
- 11 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響は出ないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内の期限を設ける必要がある場合は、対象期間外とできる場合があるので、受発注者間協議を行うこと。
- 12 請負人は、「週休2日工事」について、請負人を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。
- 13 詳細については、旭川市水道局ホームページに掲載している「旭川市水道局週休2日工事（水道工事）実施要領」を参照すること。

工 事 施 工 協 議 簿

記載例
(工事着手前打合せ時)

[指示・承諾・**協議**・確認]

工 事 名		〇〇〇〇〇工事		工事監督員	総括監督員	主任監督員	監 督 員
				署 名			
業 者 名		(株)〇〇〇〇建設		役 職 名		現場代理人	主任技術者等
				署 名			
協 議 年 月 日		令和 〇〇年 〇月 〇日					
協 議 事 項	記載者	内 容					
	現場 代理人 〇〇〇	週休2日工事について協議します。 例1) 本工事において、完全週休2日(土日)による施工を希望します。 例2) 本工事において、月単位の週休2日による施工を希望します。 例3) 本工事では、完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日による施工は 希望しません。					
合 意 事 項	監督員 〇〇〇	例1) 了解しました。完全週休2日(土日)による施工を実施してください。 完全週休2日(土日)の計画工程表を施工計画書に添付して、 施工協議簿・休日等取得実績調書とともに提出願います。					
		例2) 了解しました。月単位の週休2日による施工を実施してください。 月単位の週休2日の計画工程表を施工計画書に添付して、 施工協議簿・休日等取得実績調書とともに提出願います。 当初計上していた完全週休2日(土日)の経費補正については、 施工状況に応じて設計変更を行います。 なお、今後完全週休2日(土日)を達成しても、 月単位の週休2日での経費補正となります。					
		例3) 了解しました。通期の週休2日による施工を実施して下さい。 通期の週休2日の計画行程表を施工計画書に添付して、 施工協議簿・休日等取得実績調書とともに提出願います。 当初計上していた完全週休2日(土日)の経費補正については、 これを取りやめる設計変更を行います。 なお、今後完全週休2日(土日)や月単位の週休2日を達成しても、 経費補正について変更はしません。					
協議簿最終取交し日		令和 〇〇年 〇月 〇日		協議簿通し番号		NO. 〇〇	

休日取得計画の妥当性の確認の施工協議簿について

工 事 施 工 協 議 簿				記載例 (計画工程表受理時)			
[指示・承諾・協議・確認]							
工 事 名	〇〇〇〇〇工事			工事監督員	総括監督員	主任監督員	監 督 員
業 者 名	(株)〇〇〇〇建設			署 名			
				役 職 名		現場代理人	主任技術者等
				署 名			
協 議 年 月 日		令和 〇〇年 〇月 〇日					
協 議 事 項	記載者	内 容					
	現場 代理人 〇〇〇	週休 2 日の計画工程表を提出します。					
		施工計画時における週休 2 日確保の確認資料として、休日等取得実績調書を提出します。					
合 意 事 項	監督員 〇〇〇	提出資料により、完全週休 2 日（土日）※が確保されていることを確認しました。					
		また、計画工程表の内容が適正(妥当)ですので、この工程に沿って工事を進めてください。					
		なお、施工中に工程変更が必要となった場合は、別途協議します。					
		※の箇所は、「月単位の週休 2 日」「通期の週休 2 日」に適宜置き換える					
協議簿最終取交し日		令和 〇〇年 〇月 〇日		協議簿通し番号		N O . 〇〇	

着手前確認時・例

契約工期

対象期間

工事名 ●●●●工事

2025年4月7日 ~ 2026年2月21日

工事の始期

工事の完了日

[illegible]

〔凡例〕 ■：作業日 休：休工日（空白）：対象外期間

計画時チェック 週休2日達成判定

= 〔完全週休2日(土日)〕

現場閉所率(%)

$$= \text{現場閉所日数} / \text{週休2日確認対象期間}$$
$$= 83 \text{ 日} / 244 \text{ 日}$$

34 016%

実施時チェック 調休2日達成判定

= [完全调休2日(土日)]

現場閉所率(%)

$$= \text{現場閉所日数} / \text{週休2日確認対象期間}$$

= 0日/0日

$$= \begin{bmatrix} 1 & 0 \\ 0 & 1 \end{bmatrix} = I_2$$

- ・休日(休)の合計が、現場閉所日数となる。…①
- ・作業日(■)と休日(休)の合計が、対象期間日数となる。…②
- ・右記の現場閉所率は、①/②により計算される。
- ・現場閉所率は、

$$\frac{4 \text{ 週} 8 \text{ 休以上}}{8 \text{ 日} / 28 \text{ 日}} = 28.5 \cdots \% \text{ 以上}$$

達成

達成

通期の週休2日達成

「現場閉所率」

4週8休以上

28.5%以上

工 事 施 工 協 議 簿

記載例
(履行確認時)

[指示・承諾・協議・確認]

工 事 名	○○○○○工事		工事監督員	総括監督員	主任監督員	監 督 員
業 者 名	(株)○○○○建設		署 名			
協 議 年 月 日	令和 ○○年	○月 ○日	役 職 名		現場代理人	主任技術者等
			署 名			
協 議 事 項	記載者	内 容				
	現場 代理人 ○○○	本工事における現場閉所状況が確定したので、報告します。 現場閉所状況の確認資料として、休日等取得実績調書を提出します。 (通期の週休2日施工を達成していない場合、その理由についても記載する。)				
合 意 事 項	監督員 ○○○	●完全週休2日(土日)施工を希望し、達成した場合 提出資料により、現場閉所状況が完全週休2日(土日)に該当することを確認しました。 このことから、当初計上の補正係数に変更はありません。				
		●完全週休2日(土日)施工を希望し、月単位の週休2日又は通期の週休2日を達成した場合 提出資料により、現場閉所状況(率)を確認しました。 完全週休2日(土日)ではなかったため、特記仕様書に基づき、施工状況に合わせて設計変更の手続きを行います。				
		●月単位の週休2日施工を希望し、達成した場合 提出資料により、現場閉所状況が月単位の週休2日に該当することを確認しました。 このことから、着手時協議のとおり、施工状況に合わせた設計変更の手続きを行います。				
		●月単位の週休2日施工を希望し、完全週休2日(土日)を達成した場合 提出資料により、現場閉所状況が月単位の週休2日以上であることを確認しました。 着手時協議のとおり、月単位の週休2日での設計変更の手続きを行います。				
		●月単位の週休2日施工を希望し、通期の週休2日を達成した場合 提出資料により、現場閉所状況(率)を確認しました。 月単位の週休2日ではなかったため、特記仕様書に基づき、施工状況に合わせて設計変更の手続きを行います。				
		●各週休2日による施工を希望せず、通期の週休2日を達成した場合 提出資料により、現場閉所状況が通期の週休2日に該当することを確認しました。 このことから、着手時協議のとおり、施工状況に合わせた設計変更の手続きを行います。				
		●各週休2日による施工を希望せず、完全週休2日(土日)又は月単位の週休2日を達成した場合 提出資料により、現場閉所状況が通期の週休2日以上であることを確認しました。 着手時協議のとおり、週休2日に係る経費補正を取りやめる設計変更の手続きを行います。				
		●通期の週休2日施工を達成していない場合 提出資料により、現場閉所状況(率)を確認しました。 (請負人による未達成理由に対する見解及び指導について、記載する。)				
		協議簿最終取交し日		令和 ○○年	○月 ○日	協議簿通し番号

休日等取得実績調書

実施報告時・例

別紙6(参考)

工事名		●●●●工事		契約工期		2025年4月7日		～		2026年2月21日		対象期間		工事の始期		2025年5月7日		～		工事の完了日		2026年1月13日				完全週休2日		月単位の週休2日							
2025年	曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
3月	曜 日 計 画 実 施	土																																	
4月	曜 日 計 画 実 施																																		
5月	曜 日 計 画 実 施	木	金	土	日	祝	祝	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
6月	曜 日 計 画 実 施	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月				
7月	曜 日 計 画 実 施	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	祝	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木			
8月	曜 日 計 画 実 施	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	祝	火	夏	夏	夏	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
9月	曜 日 計 画 実 施	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	祝	火	水	木	金	土	日	月	祝	水	木	金	土	日	月	火				
10月	曜 日 計 画 実 施	水																																	
11月	曜 日 計 画 実 施	土	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休		
12月	曜 日 計 画 実 施	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
2026年	曜 日 計 画 実 施	年	年	年	年	月	火	水	木	金	土	日	祝	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
1月	曜 日 計 画 実 施																																		
2月	曜 日 計 画 実 施	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	祝	火	水	木	金	土	日	月	火			
3月	曜 日 計 画 実 施	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	祝	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火

【凡例】 ■:作業日 休:休工日 (空白):対象外期間

- ・休工日(休)の合計が、現場閉所日数となる。…①
- ・作業日(■)と休工日(休)の合計が、対象期間日数となる。…②
- ・右記の現場閉所率は、①/②により計算される。
- ・現場閉所率は、
4週8休以上: 8日/28日=28.5...%以上

計画時チェック 週休2日達成判定

現場閉所率(%)

実施時チェック 週休2日達成判定

現場閉所率(%)

＝ [完全週休2日(土日)]
＝ [月単位の週休2日]
＝ 現場閉所日数/週休2日確認対象期間
＝ 83日/244日
＝ **34.016%** →

＝ [完全週休2日(土日)]
＝ [月単位の週休2日]
＝ 現場閉所日数/週休2日確認対象期間
＝ 76日/231日
＝ **32.900%** →

達成
達成

通期の週休2日達成

達成
達成

通期の週休2日達成

各週休2日の達成状況結果

【現場閉所率】

4週8休以上

28.5%以上

実施報告時・例

[illegible]

週休 2 日工事（水道工事）の経費の補正について

1 週休 2 日を実施する工事については、次の補正係数を各経費に乗じるものとする。

（1） 現場の閉所状況

ア 完全週休 2 日（土日）

対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

イ 月単位の週休 2 日

対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日／28 日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、月単位の週休 2 日を達成しているものとみなす。

ウ 通期の週休 2 日

対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8 日／28 日）以上の水準の状態をいう。

（2） 補正係数

	完全週休 2 日（土日）	月単位の週休 2 日
労務費※1	1. 0 2 (1. 0 2)	1. 0 2 (1. 0 2)
共通仮設費率	1. 0 2 (-)	1. 0 1 (-)
現場管理費率	1. 0 3 (1. 0 3)	1. 0 2 (1. 0 2)

（ ）内は、交替制に適用

※1 労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。

2 補正方法

当初予定価格から完全週休 2 日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じる。

現場閉所又は休日率の達成状況を確認後、完全週休 2 日（土日）が未達成の者又は完全週休 2 日（土日）の取組を希望しない者は、月単位の週休 2 日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休 2 日が未達成の者又は月単位の週休 2 日の取組を希望しない者については、月単位の週休 2 日の補正係数を除した変更を行う。

なお、完全週休 2 日（土日）の取組を希望しない者が完全週休 2 日（土日）を達成したとしても、上位の補正係数は適用しない。このことは、月単位の週休 2 日についても同様とする。

週休 2 日工事（水道工事）における施行成績評定の取扱いについて

週休 2 日の確保の評価は、週休 2 日を標準としたことから、それ自体の評価を行わない。従前の施行成績評定のとおり、休日確保の観点で評価を行う。

<成績評定における項目>

考查項目別運用表 様式－2 K④（監督員用）

様式－3 K①（主任監督員用）

2. 施工状況 II. 工程管理

様式－2 K④（土木用）

工事成績採点の考查項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目に 1 を入れる。

		(共通・監督員用)				
考查項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	適切である。	ほぼ適切である。	他の事項に該当しない。	やや不適切である。	不適切である。
		該当	「評価対象項目」	評価	□ 工程管理に関して、工事監督員から文書による改善指示を行った。	評価
			□ 工事の進捗を早めるための取組を行っている。			□ 工程管理に関して、工事監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
			□ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。			
			□ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。			
			□ 休日の確保を行っている。			
			□ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。			
			□ 適切な工程管理を行い、工程の遅れがない。			
			□ 計画工程以外の時間外作業がほとんどない。			
			□ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。			
			□ 「施工プロセスのチェック」で指摘事項がなかった。			
			□ その他（理由： ）			
			該当項目の内達成項目が 90%以上・・・a			
			該当項目の内達成項目が 80%以上～90%未満・・・b			
			該当項目の内達成項目が 60%以上～80%未満・・・c			
		評価率	※DIV/0!			
		評定	c			
		点数	0.0			
			※評価対象項目が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			

様式－3 K①（土木用）

工事成績採点の考查項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目に 1 を入れる。

		(共通・主任監督員用)				
考查項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	やや劣っている。	劣っている。
		該当	「評価対象項目」	該当	□ 自主的な工程管理がなされず、工事監督員から文書による改善指示を行った。	該当
			□ 気象条件や施工条件などにより特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。			□ 請負人の原因により工期内に工事を完成させなかった。（ただし、工事監督員からの改善指示による場合を除く）
			□ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。			
			□ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。			
			□ 工程管理を適切に行ったことにより、休日の確保や夜間工事の回避等を行い、地域住民の生活への配慮がなされた。			
			□ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。			
			□ 工事施工箇所の周辺部に居住している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。			
			□ その他（理由： ）			
		該当数	0			
		評価	c			
		点数	0.0			
			※該当 5 項目以上・・・a、3 項目以上・・・b、その他は・・・c とする。			
考查項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	III. 安全対策	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	やや劣っている。	劣っている。
			□ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取組が顕著である。		□ 自主的な安全対策がなされず、工事監督員から文書による改善指示を行った。	□ 請負者の原因により事故が発生した。
			□ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。			
			□ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。			
			□ 安全衛生を確保するため、他の機関となるような活動に積極的に取り組んだ。			
			□ 安全対策に係る取組が工事関係者以外（周辺住民、共用部分使用者、警察署等）から評価された。			
			□ その他（理由： ）			
		該当数	0			
		評価	c			
		点数	0.0			
			※該当 4 項目以上・・・a、2 項目以上・・・b、その他は・・・c とする。			